

当監督署における行事の他、労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。

掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

## 年末年始

# 無災害運動実施中

平成29年12月15日から平成30年1月15日に実施

### 異常なし！

## ダブルチェックで念入りに 年末年始もゼロ災害

年末年始無災害運動は、働く人があわただしい年末を無事故で過ごし、明るい年始を迎えることができるようにとの趣旨で開催するものです。労働災害は長期的には減少傾向をたどり、平成28年は死亡者数が過去最少となったものの、死傷者数は前年に比べて、増加しています。

年末の慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検等の作業が多くなるほか、日ごろ行っている確認作業が不十分になったり怠ったりすることで、ミスや事故が生じる可能性も高まります。

春日部労働基準監督署は、本運動中に、労働災害防止の広報や安全を先取りした取組など、管内事業場へのさまざまな働きかけを行います。

- 非定常作業時の災害防止**・・・大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理作業を行うなど通常とは違った非定常作業が多くなります。起動スイッチ等に施錠し、操作盤等の近くに「点検中のため起動厳禁」等表示する、合図は大きな声でハッキリと決められた方法で行う、作業のため取り外した安全装置、安全カバーは確実に元に戻す等作業開始前ミーティング、事前準備をしっかりと行いましょう。
- 脚立作業の災害防止**・・・身近な用具のため、使用頻度が高くなっていますが、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。天板の上に乗らない、滑り止めについている脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする等適切に使用しましょう。
- 転倒災害防止**・・・労働災害の中で最も多いのが「転倒」です。冬季は路面凍結等転倒のリスクが高まります。大掃除等で床面が濡れている場合もあります。通路の安全が確保されているかチェックしましょう。

# 埼玉県 の 最低賃金 が改正されました！

<b>埼玉県最低賃金</b>	時間額（円）	埼玉県内で働く全ての労働者 {特定(産業別)最低賃金が適用される人を除く。} に適用されます。	発効日
	<b>871</b>		29.10.1

特定（産業別）最低賃金	時間額（円）	下記の人達には、埼玉県最低賃金が適用されます。	発効日
<b>非鉄金属製造業</b> 非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）	<b>904</b>		
<b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報処理機器製造業</b> 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）	<b>909</b>	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者 4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	29.12.1
<b>輸送用機械器具製造業</b> 輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）	<b>918</b>		
<b>光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業</b> 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）	<b>917</b>		
<b>各種商品小売業（※参照）</b> 各種商品小売業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）	29.9.30まで <b>849</b>		
	29.10.1から <b>871</b> (※参照)	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	28.12.1
<b>自動車小売業</b> 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）	<b>916</b>		29.12.1

○最低賃金の対象となる賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・深夜・休日手当、臨時又は1月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入されません。  
 ○著しく労働能力が低い人などについて、埼玉労働局長の許可を受けた場合には、最低賃金の減額の特例許可金額が適用されます。

※「埼玉県各種商品小売業最低賃金」の取り扱いについて  
 埼玉県最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って、平成29年10月1日以降は、「各種商品小売業（時間額849円、平成28年12月1日発効）」が適用される労働者については、埼玉県最低賃金の金額（**時間額871円**）以上の賃金を支払わなければなりません。

埼玉県労働局  
各労働基準監督